

登録教習機関情報

(一社)兵庫労働基準連合会 神戸西事務所は、労働安全衛生法第77条第4項に基づく登録教習機関としての更新を行い、下表のとおり登録更新されました。登録更新は5年ごとに行います。なお、修了証に有効期限はありません。

登録した技能講習区分	登録番号	登録有効期限
フォークリフト運転技能講習	兵労基安登録第17号	令和 6年 3月 30日
玉掛け技能講習	兵労基安登録第22号	令和 6年 3月 30日
ガス溶接技能講習	兵労基安登録第23号	令和 6年 3月 30日
床上操作式クレーン運転技能講習	兵労基安登録第132号	令和 6年 3月 30日
高所作業車運転技能講習	兵労基安登録第177号	令和 6年 3月 30日
安全衛生推進者養成講習	兵労基安登録第1号	令和 6年 9月 6日
衛生推進者養成講習	兵労基衛登録第1号	令和 6年 9月 6日